

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年5月27日同意した。

平成20年6月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名
三木町	香川用水非受益地域用水確保事業 松家敷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西土居地区